

Biz安否確認／一斉通報 利用規約 【現改比較表】 2020年10月14日現在

～2020年10月31日

2020年11月1日～

第1条～5条（略）	第1条～5条（略）
<p>第6条（本サービスの最低利用期間）</p> <p>1. 本サービスの最低利用期間は、利用開始日から1年間とします。</p>	<p>第6条（本サービスの最低利用期間）</p> <p>1. 本サービスの最低利用期間は、利用開始日から1年間とします。<u>但し、本サービス「ライトプラン」は、最低利用期間の設定はありません。</u></p>
<p>2. ～4. （略）</p>	<p>2. ～4. （略）</p>
	<p><u>5. 契約者から本サービス「ライトプラン」を本サービス「通常プラン」へ変更のお申込があった場合、本サービス「通常プラン」に適用されるの最低利用期間の起算日となる利用開始日は、本サービス「ライトプラン」の利用開始日とします。また前2項、前3項の違約金は、「通常プラン」に変更のお申込があり、当社が通常プランへの変更を完了した時点のID数により算定する料金を基準とします。</u></p>
第7条～14条（略）	第7条～14条（略）

	<p><u>第15条（契約者の地位の承継）</u></p> <p><u>1. 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。</u></p> <p><u>2. 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。</u></p> <p><u>3. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</u></p>
<p>第15条</p>	<p><u>第16条</u></p> <p><u>条文番号の変更</u></p>
<p>第16条（当社による利用停止、契約解除）</p> <p>（略）</p> <p>（1）第20条（利用料金と支払い）に規定する（以下略）</p> <p>（2）第22条（第三者への再使用許諾および義務）第3項に該当する場合</p> <p>（略）</p>	<p>第<u>17</u>条（当社による利用停止、契約解除）</p> <p>（略）</p> <p>（1）第<u>21</u>条（利用料金と支払い）に規定する（以下略）</p> <p>（2）第<u>23</u>条（第三者への再使用許諾および義務）第3項に該当する場合</p> <p>（略）</p>
<p>第17条（本サービスの終了）</p> <p>1. 当社は、契約者に対し3カ月前に第24条（契約者に対する通知）に従い通知をした上で、利用契約の一部または全部を終了させることができるものとします。</p> <p>2. （略）</p>	<p>第<u>18</u>条（本サービスの終了）</p> <p>1. 当社は、契約者に対し3カ月前に第<u>25</u>条（契約者に対する通知）に従い通知をした上で、<u>本サービス</u>の一部または全部を終了させることができるものとします。</p> <p>2. （略）</p>

<p>第18条（運用停止）</p> <p>（略）</p> <p>（8）第19条（通信利用の制限）の規定により、（以下略）</p>	<p>第19条（運用停止）</p> <p>（略）</p> <p>（8）第20条（通信利用の制限）の規定により、（以下略）</p>
<p>第19条</p>	<p>第20条</p> <p>条文番号の変更</p>
<p>第20条（利用料金と支払）</p> <p>（略）</p> <p>2.（略）かかる変更を行うときは、当該変更後の利用料金および効力発生時期を、第24条（契約者に対する通知）に従い通知します。</p> <p>3.当社が適宜契約者に提供する新しいサービス等の利用料金については、第24条（契約者に対する通知）に従い、当社より契約者に通知するものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第21条（利用料金と支払）</p> <p>（略）</p> <p>2.（略）かかる変更を行うときは、当該変更後の利用料金および効力発生時期を、第25条（契約者に対する通知）に従い通知します。</p> <p>3.当社が適宜契約者に提供する新しいサービス等の利用料金については、第25条（契約者に対する通知）に従い、当社より契約者に通知するものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第19条～第28条</p>	<p>第20条～第29条</p> <p>条文番号の変更</p>
<p>第28条（守秘義務）</p> <p>1.当社は、本サービスの提供により知りえた契約者の技術上または業務上の秘密（契約者に関する情報を含む）を本サービス提供のためにのみ使用するものとし、第31条（個人情報の取扱い）第2項に該当する場合を除き、個人識別が可能な形式で第三者に提供しないものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第29条（守秘義務）</p> <p>1.当社は、本サービスの提供により知りえた契約者の技術上または業務上の秘密（契約者に関する情報を含む）を本サービス提供のためにのみ使用するものとし、第32条（個人情報の取扱い）第2項に該当する場合を除き、個人識別が可能な形式で第三者に提供しないものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第29条～第37条</p>	<p>第30条～第38条</p> <p>条文番号の変更</p>

附 則（2020年10月●日 APS2サ●●●●号）

（実施期日）

この改正規定は、2020年11月1日から実施します。